

平成24年度第2回滋賀県環境こだわり農業審議会議事概要

【日 時】

平成25年1月31日（木） 14:00～16:00

【場 所】

県庁北新館5階5A会議室

【出席委員】

青木委員、赤松委員、安藤委員、井手委員、伊部委員、岡野委員、小西委員、清水委員、種村委員、成田委員、横関委員、吉田委員、若林委員、脇坂委員

【資 料】

資料1・・・本年度における環境こだわり農業の取組状況について

資料2・・・平成25年度環境保全型農業直接支払交付金について

資料3・・・第1回審議会におけるご意見・ご提言の整理

資料4・・・環境こだわり農業のPR対策について

資料5・・・平成24年度環境こだわり農産物残留農薬検査結果

資料6・・・環境こだわり農産物認証制度における現地確認方法の変更について

(1) 報告事項

本年度における環境こだわり農業の取組状況について

平成25年度環境保全型農業直接支払交付金について

【井手会長】 早速、議事のほうに移らせていただきたいと思います。

本日ですけれども、次第のほうにありますように、大きく報告事項が5件と、先ほどの部長さんのご挨拶にもありましたように、前回に引き続き、今後の滋賀県におきます、環境こだわり農業の推進に向けて意見交換の時間を設けたいと思っております。

それでは次第に従いまして、まず（1）報告事項としまして2件、「本年度における環境こだわり農業の取組状況について」という点と、「平成25年度環境保全型農業直接支払交付金について」ということで、あわせて事務局のほうから報告をお願いいたします。

【事務局】 資料に基づき説明

【井手会長】 ありがとうございます。以上、報告いただきました内容につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

【吉田委員】 今ご説明いただいた2ページの中身について、1ページの大豆と野菜が前年に比べてかなり、作付け、生産状況が減少しているのですが、これでカバーできるのか、その辺はどのようにお考えになっておられるのでしょうか。

【井手会長】 事務局、お願いできますか。

【事務局】 資料の2ページの④の取り組みをごらんになっていただくと、IPMの実践という取組内容で、対象作物が大豆、野菜、果樹、茶ということで申請しております。この中で、大豆、野菜につきましても滋賀県内で取り組めるような取組内容を申請しておりますので、こちらの④の技術で、何とかこだわり農業の取組みを、もう一度ふやしていきたいと考えております。

【井手会長】 よろしいですか。いかがでしょうか。安藤委員。

【安藤委員】 果樹についても、面積が減っていますね。これは何か特別な理由があらくなったのですか。と申しますのは、ベリーAであるとか、非常に人気のある果物も芽生えつつあるような気がしております、何故のかなと思ひまして。

【井手会長】 事務局、いかがでしょうか。

【事務局】 先ほど1ページのところで支援の内容が、国の制度に伴って変わったというご説明をさせていただきました。これまでの環境こだわり農業の基準で栽培していただくのにプラスで、地球温暖化防止とか、生物多様性の取り組みをするといったところで、ハードルが上がっている部分があります。ですので、そういったことが原因で減少したのではないかと考えております。果樹につきましても、2ページのところで、新たに④のIPMの取り組みであったり、⑤の在来草種の草生による天敵利用ということで、果樹の面も申請しているところでございます。

【安藤委員】 全体の果樹が減っているということではないのですね。そういうことでよろしいですか。こだわり農業以外のという意味を含めてですけど。

【事務局】 そういったことではなく、国の制度のハードルが上がったことに伴う環境こだわり農産物の果樹の減少だと考えております。

【安藤委員】 並行して、同じくこだわり農産物も一緒に伸びるといいなと思っております。

【井手会長】 いかがでしょうか。種村委員。

【種村委員】 資料1のところで、もう一度確認ですけれども、この数字は9月末現在で、さらに1月末現在取りまとめ中だけれども、最終的データは、大きくは変わらないということでしたね。

といいますのは、大豆というのは栽培時期が遅いものがあるって、その後から認証されるとか、そんなケースはないのですね。

また、今年7月の近江鉄道沿線除草剤の関係で、すき込みや立毛中の刈り取りがありました。そこでこだわりの面積が減ったということがあったのでしょうか。うちの管内でも大豆のこだわりや、水稲にもかかったりということがありました。そんなケースは、どういうふう把握しておられるのか、ちょっと教えてもらいたいということ、それが一つ質問です。

もう一つ、資料2の、野菜なら下の表の④のIPMの実践でとるということで、農薬を減らして天敵生物が増加するような、もちろんこだわりの環境に優しいということに結びつくと思うのですが、園芸農家にとって、技術的な面で特に費用がかかってくるものなのではないでしょうか。前回の審議会のときにいただいた、県版のパンフレットには水稲版の技術内容しか書いていなかったの、野菜でも取り組みやすいものなのか、コストはそんなにかからないのか、ちょっとその辺も教えてもらえたらなと思います。

【井手会長】 事務局のほうから、まず1点目、大豆の減少の件ですね。

【事務局】 資料1ページの面積につきましては、9月末現在で一旦取りまとめたものでして、それほど大きく変更はないと考えております。しかし、栽培期間が違うものがありますので、この時点ではなかった申請があり、若干の増加があると考えておりますけれども、大きく変更はないものだと考えております。

あと、質問の3点目を先に説明します。野菜の、④番のIPMの取り組みということで、この取り組みの内容は2ページに書いておりまして、④の内容のところにありますとおり、滋賀県版のIPM実践

指標というものは、今のパンフレットでは水稲しかありませんが、新たに大豆、野菜、果樹、茶についても、実践指標をつくりまして、取り組んでいただくということと併せ、さらに農家の方に取り組みがわかるように、資料を作成したいと思っております。

また、その取り組みの内容ですが、必須項目として、天敵生物が増加する技術を導入するということと書いております。具体的にはフェロモン剤や微生物剤の利用、そういったもので、天敵生物に影響のない防除方法を使っただけ。もう一つは、周辺の雑草を、除草剤ではなくて草刈りで管理していただくということで、必須項目として、この防除と草刈りを、農家にわかりやすく説明しながら取り組んでいただこうと考えております。

【事務局】 また、近江鉄道の除草剤被害による面積について、今面積の資料を持っていないのですが、おっしゃったようにこだわりの大豆の面積としては、かなり少なかったように思っております。それをもって流通に大きな影響を及ぼすということは、決してないほどの面積だったと考えておりますので、こだわりの大豆に関しましては、大きくご心配には及ばないと考えております。

つけ加えさせていただきますと、わずかとはいえ、被害を受けた面積は、この1ページの上の表には含んでおります。こだわり栽培としてカウントして、とれたものは一切流通してないという状況になってございます。

【種村委員】 ありがとうございます。

【井手会長】 ちなみに、3点目のIPMとしての手間やコストのほうは、先ほどの事務局からのお答えでよろしかったでしょうか。

【種村委員】 想定はできます。大豆等ではフェロモントラップがありますし、野菜では黄色いテープや虫がくっつくテープを実際に使っておられます。微生物剤などを新たに導入する場合はさらに費用が必要になるかもしれませんが、今、既存で大体やっておられる技術もあるので、新たな費用はそんなにかからないという認識ではあります。

【井手会長】 ありがとうございます。

私のほうからも2点ほど確認させていただきたいのですが、2ページ目、先ほどご説明いただきました、来年度の環境保全型農業直接支払交付金について、これは農水省の概算要求資料からということになってい

ますね。ということは、これは農水省からは一応、こういうラインナップで来年度、概算要求が上がっているけれども、実際それが本当に予算として認められるかどうかかわからないと読めるのですけれど、そのあたりはどうでしょうか。

【事務局】 今、井手会長がおっしゃられたように、2ページ目は概算要求資料より、と説明に書いてあります。特にこの3の①から⑥につきましては、新たに滋賀県から申請し、その中で①と⑥が承認されない、つまり支援対象から外したいということで国から連絡を受けております。

【井手会長】 ですから、その二つは農林水産省時点で、もう外されたということですよ。私の質問は、これがいわゆる国としての予算がちゃんとつくのかどうかということです。

【事務局】 1月29日に政府案が概算決定をされまして、基本的には2の①から⑦と、それから3の②、③、④、⑤、⑦、⑧、⑨、これだけは含めて概算決定されたと理解しておりますので、予算審議がこのまま行けば、これで決定されるという認識をしております。

【井手会長】 わかりました。もう1点だけあるのですが、同じく2ページ目の上のほうの四つ黒丸がある中の最後、再来年度からは、取り組み開始から4年目以降の農業者への支援水準が、現行の8割程度に抑制されるのではないかとこのところですが、この取り組み開始というのは、どこを基準に取り組み開始と読むのでしょうか。

【事務局】 事業開始の平成23年度からです。この1ページの下グラフを見ていただきますと、環境保全型農業直接支払交付金が、H23から始まっておりますので。

【井手会長】 支払交付金が始まってからの取り組み年数という意味ですね。

【事務局】 そうですね。そういうふうに理解しております。

【井手会長】 わかりました。てっきり、それより前の制度からだ。そうになると、かなりの農家がこれに該当するなと思ったものですから。
いかがでしょうか、ほかに、これらの報告事項につきましてご質問な

どございませんでしょうか。清水委員。

【清水委員】 国の支援取組と県独自の支援取組がありますが、国のほうは、農家として見てもかなり厳しいと感じます。1ページのデータを見ても、国の制度より県独自の支援制度の取組みがかなり多いです。国の制度は前回の5年間の制度よりも、昨年度から難しくなっていて、これがまた段階的に厳しくなっていくのかを教えてくださいたいです。また、それにあわせて県の取組として緩効性の肥料、今年もこれを入れていただくことで、生産者に取組みやすい内容になったと思いますが、この県の取組についても今後どうなっていくのか、お聞きしたいです。

【井手会長】 事務局、お願いします。

【事務局】 緩効性肥料につきまして、25年度も本年度の支援の中身と同じ要件でさせていただきますと、今、検討を進めております。

ただ、県独自では決められませんし、市町のご協力、負担もいただくこととなりますので、これから調整しながら同じ要件で、同じ支援で25年度につきましても進めていきたいと考えております。それ以降につきましては、今まだ申し上げることはできませんが、先ほど部長のご挨拶にありましたように、国全体の仕組み自体も変わっていく可能性も出てまいりますので、そういうのをにらみながらなろうかと思えます。

【井手会長】 いかがでしょうか、清水委員。

【清水委員】 比率で言うと、ほとんど水稲でこだわりが確保できているという感じになりますので、水稲のところを何とか手放さないというか、しっかり確保していかないと、本当に1万8,000ヘクタールという目標までいかない、県の支援が本当に必要だと思えますので、よろしくをお願いします。

【井手会長】 いかがでしょうか、ほかにご質問等はございませんでしょうか。

そうしましたら、ひとまず次の議題に移らせていただきます。また後で、お気づきになった時点でご質問していただければよろしいかと思えます。

続きまして、次第の(2)意見交換に移りたいと思えます。こちらにつきましては、まずお手元の資料3のほうに、前回の審議会で皆様から伺いましたご意見、あるいはご提案の内容を、事務局に整理していただ

いております。こちらをまずご説明していただいた上で、改めまして、前回に引き続いて、今後の環境こだわり農業の推進の方向性につきまして、少し時間をとって議論ができればと思っております。事務局、よろしくをお願いいたします。

(2) 報告事項

第1回審議会におけるご意見・ご提言の整理

【事務局】 資料に基づき説明

【井手会長】 ありがとうございます。ひとまず事務局のほうから、前回の審議会で皆様からお寄せいただいた、意見やご提案を整理したもの、さらに、それに対する現時点での事務局の考え方ということでご説明いただきました。

いかがでしょうか、まずと言いますか、前回のご自身のご意見の中で、自分はこれを言ったのに入っていないとか、あるいは、こう言ったつもりではないということ、あるいは、それらに対する事務局の考え方について、何でも結構ですけれども、いかがでしょうか。あるいは、さらにこの点については、こういう視点も大事じゃないかという、追加のご提案、ご意見でも結構ですが、いかがでしょうか。吉田委員。

【吉田委員】 今日は増田委員がご欠席ですけれども、資料の最後のところで基本的な話を提起していただいたと思います。これについては特に、すぐに結論が出るという話ではないと思いますが、今後のあり方についてということで、何か25年度以降に、県の検討計画とか、そういうのは何かお考えでしょうか。

【井手会長】 難しいと思いますが、これにつきまして事務局から何かご回答ありますか。

【事務局】 大変難しゅうございまして、基本的な姿勢としては、今、せっかく国の制度に乗せていただいて、国の支援をいただきながら、今のこだわりの制度を進めているということで、できるだけ25年度につきましても、国の制度を活用しながら、こだわりを伸ばしていきたいというのが今の姿勢でございます。

ご懸念のとおり、支援なくこだわりの認証のみでぐんぐん増えていき

ますと、それはそれで一つの方向かなと思いますが、まだやはりそこまで至っていない。まずは量を確保して、見える形で消費者にお届けしていく、今はまだその段階だと思っております。その中には、国の制度で、先ほど申しました一定、県の制度を盛り込みながら支援を行い、農業者にこだわり農業をしていただいて、まず、生産拡大を図っていくことが、現状の取り組みかなと考えております。

【井手会長】 よろしいでしょうか。いかがでしょうか、ほかにご質問あるいは追加のご意見はありますか。安藤委員。

【安藤委員】 前回、私の言い方が悪かったのだらうと思いますが、皆さん思っているように、水稻に非常に偏っているような農作物の状況が見てとれますよね。そんな中で、もちろん水稻は大事で、滋賀県のお米は非常に人気が出てきています。私どものお店でもよく売れますし、全国でも売れています。

この間申し上げた中に、日本の今の消費者の、あるいは滋賀県も含めてですけれども、この農作物だったら今売れているよ、ということ、この間たしかトマトの例で話したんですけれども、県を挙げて育てるトレンドの野菜とか、そういう核になるものがあると、もっときっかけになるのではないかとということをお願いしたつもりで、加えていただければと思いました。

【井手会長】 おっしゃっている意味はよくわかります。ブランド化の一翼を担うような。

【安藤委員】 そうですね、やっぱりある程度、人気の固まりができますと、いろんな意味で生産効率も上がって、商売にもなると思います。

【井手会長】 水稻以外で目玉となる、果実とか、そういうことですね。

【安藤委員】 そうですね。

【井手会長】 いかがでしょうか。

そうしましたら、私のほうから1点は、消費者の理解をさらに促進する方向として、やっぱり今、温暖化関係で取り組まれている、いわゆる見える化ってありますよね。節電何パーセント、当社従来製品に比べて

電気代が何パーセント節減、二酸化炭素排出量が何パーセントカットという、ああいう温暖化で取り組まれている見える化というところを、もう少し環境こだわりの農作物でもできないかなと。実際、お米でも何かあるそうですね。二酸化炭素については何パーセント、慣行栽培に比べて、ライフサイクルアセスメントで削減になっていますということを、お米のパッケージにちゃんと表示しているような事例が。

ですから、琵琶湖を守ると一口で言いますが、今の消費者ですから、やっぱりもうちょっと具体的に、うそじゃいけない、ちゃんとデータに基づかなきゃいけないですけども、このお米であれば、10キログラムで琵琶湖に入ってくる負荷がこれぐらい削減できますよとか、あるいはそれは、琵琶湖の水に換算すると何リットル分の水になりますねとか、そういった意味で、漠然と環境にこだわっていると、琵琶湖に優しいというんじゃなくて、きちっと見える形のものを、こだわりシールと一緒に表示するというのが、消費者に対する理解を促進する一つの方法かなと思いますので、ちょっとそういう点も、ぜひ検討していただきたいと思っております。

岡野委員。

【岡野委員】 今の会長のご意見に補足というか、よく似た意見です。今の消費者は、いろんな啓発活動をして、自分に関心のないことは学ばないとか、チラシも読もうとしないし、受け入れてもらえないというところがあると思います。環境こだわり農産物の認証シールは、ある程度認知されつつあるので、それを変えてしまうということは、また一つ問題があるかと思いますが、ぱっと見てこれが、琵琶湖の水をきれいにするとか、先ほど会長がおっしゃったような細かい指標とまではいなくても、これを買うことで、こういう貢献ができるということが、もっとストレートにわかるような、何か工夫が必要だと思います。このような経済状態であっても、自分の経済的負担はそう大きくないことは前提ですが、ちょっと社会にいいよねと言う商品は伸びているという現実もあります。もう一つ横に貼るとかいうことで、もうちょっと消費者がわかりやすいような工夫が要るのかなと思います。

【井手会長】 ありがとうございます。
ほかにいかがでしょうか。伊部委員。

【伊部委員】 消費者代表ということで、私ごとでしか言えないですが、価格がもし

同じで、同じ量の商品が前に並んでいたとしたら、間違いなくマークのついているほうを私だったら買うと思います。もうそんなに価格差はないしということで、マークは貼らないようなこともあるよということも前回の会議のときもお聞きしたんですけれども、ぜひ頑張って張っていただいて、世の中にマークが、より広まるようにしていただけたらなと思います。

それと、先ほどからのお話ですけれども、やっぱり商品を店頭で選ぶときに、価格差がもしあるとすれば、その価格差がまずは品質に反映させているかというのを一つ考えて、もうひとつは、やっぱり先ほどおっしゃったように、何かいいことを自分がしているという感覚を持てるということは大事なかなと思います。募金活動とかをされている方とか、ユニセフの活動をされている方でも、100円募金したら子供の注射が1本打てますとか、ワクチンが幾つ買えますとか、そういう表示があると、じゃあ私が今、100円入れると、何人救われるというのがはっきりわかったりする、そういうアピールのされ方もありますが、そういうものが何か、これだけの価格差を私が払ったとしたら、どれだけ琵琶湖をきれいにするでもいいですけど、農家の方たちの努力とか、そういう点のアピールの仕方みたいなものも、少し考えていくといいなとは、思います。

買い物をしていて、今のところ、私はほぼ生協さんから買うのと、それから足りないものはスーパーとかで買いますが、こだわりマークを店頭で見かけることがあまりないので、シールを貼られてない方もたくさんいらっしゃるのかなというのも、ちょっと気になりますし、ちゃんとパッケージを見ていない人もいるのかなと。実際の野菜でしたら、野菜の中身のほうはよく見て、虫食いがあるとか、しおれてないとか、そういうところを気にして選びますが、そのときにパッケージは素通りで、中身だけしか見ていないとか、そういうこともあります。お店の方もすごく品質管理には気を使っているのかなと思います。お店にある段階で、例えばお店の管理の仕方が悪くて商品が傷んでいた場合、せっかくこだわりできちんと育てていたものでも、選ばれないこともあったりするのかなと思います。なので、そういう店頭での商品管理とかも、きちんとやっていただけるというのを確認していったほうがいいのかなとも思います。

以上です。

【井手会長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか、本当にご自由にご意見をいただければと思います。

そうしましたら、赤松委員をお願いします。

【赤松委員】 今の認証マークのことですが、私が勤めている直売所では、こちらにも書いていただいています。環境こだわり農産物というコーナーを設けていまして、なおかつ今年に入ってから、環境こだわりのシールプラス、価格のほうのシールもオレンジ色、消費者の方が見てぱっとわかるようにということで、オレンジ色にしています。その同じお野菜ですね、ナノハナでしたらナノハナを、そのコーナーに置くのと、その環境こだわりシールだけを張って、価格は一緒ですが、そういった目立ったオレンジの価格の表示ではなく、普通の白い価格の表示をしたものを別のコーナーに置いてみたりして、3カ月ぐらい、3月いっぱいぐらいまで、調査をしましょうということで置かせてもらっています。

お客さんが入ってきて一番見えるところに置かせていただいているので、環境こだわりをつくっていない農家の方たちが、今すごく注目していて、何でそこに置けるのか、まず、生産者の方の意識が、今ちょっとずつ芽生えているのかなと思うことと、けさもその生産者の方と話して、売れ行きはどうですかと聞いたら、やっぱり消費者の方は価格を今のところまだ重視されているという方もいらっしゃいますし、環境こだわりのマークを見て、スタッフに質問して説明を受けて買われる方もいらっしゃいますし、徐々に消費者も生産者のほうも、意識が芽生えてきているのかなと思います。実際、この間生産者の方の圃場にも行ってきて見たのですが、やっぱりすごく熱心なのがすごく伝わってきますし、そういう方を助けるじゃないですけど、そういうふうに、ちょっとでも手助けできたらいいなと思っています。

そういうマークをいろんなところに、うちではナノハナとコマツナ、イチゴ、キャベツ、金時ニンジン、カボチャ、そういうものはこだわり農産物でつくっていただいていますので、いろんな箇所にマークがあらわれて、今はとてもいい感じになってきていますし、もうちょっと調査を続けて生産者の方と消費者の意見を聞いていきたいなと思っています。

【井手会長】 ありがとうございます。

先ほど事務局から説明がなかったですけども、前回いただいたご意見の中で、今おっしゃった直売所における販売実験のようなところは、早速実際にやっていたらいいと思います。ですからご意見をいただきましても、すぐにできるものもあれば、ある程度、中長期に考えていかなきゃいけないものもありますけれども、中長期につきましては、次の

こだわり農業の推進計画の中に盛り込むとか、そういった形で反映していきますし、また、すぐにでも取り組めるようなものにつきましては、どんだん県のほうでも取り組んでいていただきますので、そういった形で、この場でのご意見というのは活用されるんだとご理解いただければと思います。

【事務局】 ちょっと付け加えさせていただきますと、今、井手会長がおっしゃっていただきましたように、前回いろいろご意見をいただきまして、基本計画等にも生かしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【井手会長】 いかがでしょうか、ほかに。小西委員。

【小西委員】 私は今、大学院生をしまして、若い消費者という目線から、少しだけ言わせていただきたいなと思っております。

以前も、滋賀県以外の京阪神の他府県で、そういうふうに取り上げてもらってという話は一度させていただいたんですが、その後、少し自分の周りの人にまた聞いた中で、少し思ったことを言いたいと思います。

若い大学生とかだと、やっぱりまだスーパーの野菜売り場に行かない人がいたりとか、行ってもお弁当とか総菜売り場しか行かないよという人とか、あと、自宅通いの滋賀県出身の子とかだと、お母さんが買い物に行ったりするので、自分はスーパーに足を運ばないという人が結構多かったことがわかりました。そういうことから、今、私、南草津駅を使っているんですが、その近くのショッピングセンターで、朝一で野菜を売ったりとか、地のものを売ったりしていて、そういうところだとスーパーに行かなくても、こだわりとかも多分、目に入って、自然に気になると思うので、例えば大津駅とか、今、京都駅でも少し、京都のものを売っているのを見かけます。自然に通るところで、環境こだわりのものを売っていただけると、若いスーパーに行かない人にも広まるかなと思っております。

以上です。

【井手会長】 ありがとうございます。
いかがでしょうか。

【赤松委員】 今、大学生の方のお話ですが、うちの店でも滋賀大マルシェですとか、そういうイベントで何回か出展させていただいたり、大学にこちらから

出向いて、こだわり農産物以外の地元のお野菜を見ていただいたり、こちらでつくったお総菜を試食していただいたりという機会を設けています。生徒さんからはすごく好評で、前もナノハナのジェラートですとか、そういうのを提供させていただいて、ナノハナってすごく苦いイメージがあるけど、こういうふうにジェラートに加工したり、それ以外の総菜でもすごく苦みがないし、甘く感じますというご意見をいただいています。ですので、もうちょっとこちらの直売所のほうからも、ほかの大学とか地域に出向いて、そうやってPRできたらいいなと思っています。

また、この間も別のイベントで、ナノハナのピザ、生地の中にナノハナを練り込んでPRさせていただきましたが、苦みもないし、こういうふういろんなお料理に使うんですねというご意見もいただきました。私としては、そういうふうに食べ方の提案やお野菜のPRをして、若い世代の方にも食べやすくしていきたいなと思っています。

【井手会長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。安藤委員に私のほうからひとつ質問をさせていただきたいのですが、大手のスーパーさんなんかには言わせると、結局環境こだわり農産物を扱うには、まずロットが一定の水準にないとだめだと。先ほどの何か目玉、商品をもう一品というのも、結局スーパーさんが扱ってくれるぐらいまとまったものじゃないとちょっと難しいと、私は理解しているんですけども、スーパーさんの立場で、いわゆるそうではなくて、小規模栽培、多種類の少量栽培のものを、流通で扱うというのは、やっぱり基本的に難しいのでしょうか。

【安藤委員】 難しいことではないと思いますが、私どもは、基本がいわゆるセルフ販売ですので。接客をしてお客様に売っていくというのが、根本ではないんです。そうなりますと、要するに朝来たお客様から、夜来たお客様まで、できればいつでも同じような鮮度と、同じような環境で商品をお出しするというのが、実はチェーンストアの根幹なんです。

ですので、そういった意味ですと、あたりなかつたりするというのが、なかなか不得手な業種なんです。そういう意味で言うと、やはり基本は、ある程度安定的に、そういう買いやすい値ごろでこだわり商品があったときには、これは私どもの特性として、爆発的に売れていくだろうし、恐らく生産する立場としても、それはもしかしたら効率を上げるための投資は幾分かかかるかもわからないんですけども、経営的には少しは大きなものにお互いになってくるのかな、というのはあります。

あと一つは、私どものお店の中にも、地場のコーナーをつくる場合があります。そのときは、例えば50人なり、生産者さんとお話をして、売り場をお貸しするという形になってくるんです。そのときは、例えば朝獲りというときは、別に品切れでも構わないんです。しかし、一応私どもとしても、売り場に穴をあけるわけにいかないの、入れかわり立ちかわり、それがうまく埋まっていくような方法をしていただきますと、よりすんなりいくのかなという思いはございます。

【井手会長】 ありがとうございます。

そういった意味では、大手のスーパーさんはスーパーさん、あるいは直売所は直売所というところの役割分担になるのかもしれませんが。

いかがでしょうか。どうぞ成田委員。

【成田委員】 赤松委員に質問ですが、よろしいでしょうか。先ほど環境こだわり農産物との差別化をしていると、見える化をしているというお話を伺いましたけれど、それは買い物の中にはレジもチェックされて通るわけですよ、そうしますと、レジの体制も全部機械を入れかえるという形になっているわけですか。

【赤松委員】 はい。レジで、バーコードで分けられていきます。

【成田委員】 それは、すごく画期的なことですよ。やっぱり私たちも、どうしたら環境こだわり農産物が、出口のところで広がっていくのかなと、それを本当にいつも考えているのですが、やっぱりそういった、ちょっとおこがましい言い方ですが、消費者教育というのは非常にこれから大事になってくるような気がします。先ほども、各委員の方からご意見が出ていますが、やっぱり買うたびに私は貢献しているんだとか、買うたびに、私は琵琶湖を守っているんだわ、ということがきちっと見えるようなこと、そして、今回また食育のDVDとか出してらっしゃったりして、非常に啓発活動をしていただいています。やっぱり出口として、たくさん農産物が売れると、生産者の方たちも本当に元気が出るということが大事だと思います。近くの生産者の方たちを見ていると、やっぱり「売れた、売れた」と、すごく喜んでいらっしゃるのを見ると、消費者としてもすごくうれしくなりますし、それが環境こだわり農産物であればなおさら、滋賀県としての、県人としての誇りとか自信とかが認証マークに集約されていると思っています。

そういった見える化で、究極は何を目指しておられて、現時点で結果が出ていますか。

【赤松委員】　そうですね、まだ始めて3週間ぐらいなので、結果をご報告させていただくまでには至らないんですけども、生産者の中では、最後引き上げのときに売り上げが出てきますので、そういうのを見ながら数を調整していただいています。また、特に土曜日、日曜日は他府県からたくさんいらっしゃるの、そういうときに、もっと多く、こだわり農産物を出してほしいと、私たちもお願いしているところです。

【成田委員】　県内の直売所とか量販店とかが、そういうふうになるとすばらしいなと。これも多分、環境こだわり農産物だからこそ、滋賀県がやったというような、すごく力強い生産者へのエールになるのではないかなと思います。

それと先ほど、地産地消のコーナーの、私は生協のほかにマックスバリュさんによく伺っていますが、地域のコーナーがきちっとあります。それで、すごくよく売れていますよ。夕方になるとほとんどないです。ないですけど、やっぱり地場産のものから売れるんだという認識をしながらお客様は買ってらっしゃるようです。特にイオンさんはあちこちにございますので、コーナー化をして地場産のものを盛り上げる力を発揮できるお立場にあると思いますので、どうぞよろしくお願いします。

また、消費者の意識が変わらないことには、やっぱり出口でたくさん出ないということで、徹底した消費者教育をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

【井手会長】　ありがとうございます。

ちなみに、今、成田委員は消費者教育という言葉を使われましたが、滋賀県ですと、40年前の石けん運動は、消費学習グループというのが核になられたんですね。ですから、あの当時は消費学習という言い方をされていまして、要するに合成洗剤より石けんのほうが家族の健康にいいよ、琵琶湖にいいよという、消費学習の成果として石けん運動が生まれていますので、私個人としては、普通のお野菜が合成洗剤であれば、環境こだわり農作物というのは、言ってみれば石けんなのかなと思います。

その当時は、要するに粉石けんのほうが不便だったんですね、溶けにくいし、すすぎは面倒くさいし。でも、たとえ不便であっても琵琶湖の

ためだったら、私たちは粉石けんを使いましょうというのが40年前の合言葉です。ですから、手間ではないですけど、恐らく価格差になると思いますが、それを超えて慣行の野菜よりも、環境こだわりを選んでいただくというのは、昔で言う消費学習だと思います。ブランドというのとちょっと違う、石けんってブランドじゃないと思うんですよ。やっぱり頭でわかって、合成洗剤より石けんを選ばれたのかなと、構造としては、私の中ではそっちのほうに近いので、そういった意味では消費者の理解を得る努力、価格差を超えさせる努力というのが必要なのかなと思います。

いかがでしょうか。結構、今、出口のほう、どう消費者に買ってもらうかというところに少し議論が集中しているようですけども、この観点でも結構ですし、別の観点でも結構ですけども、いかがでしょうか。

例えば、清水委員にちょっとお伺いしたいことがあったんですけども、たまたまこの間、うちの学生が販売実験をしまして、いわゆる慣行、普通の栽培のハウレンソウと、いわゆる減農薬、こだわりクラスのハウレンソウと、完全無農薬のハウレンソウ、三つ並べてどれが売れるかという販売実験をやりました。その結果を聞いていて意外だったのが、女性客が、完全無農薬の葉っぱが穴だらけの野菜より、そこそこきれいで減農薬の野菜を、真ん中を選ぶ女性が多かったというのです。よく聞いてみたら、女性は穴があいていると、洗っているときに虫が出るんじゃないかと言って。

何が言いたいかということ、結局50%というのは、今の時代からすれば、ある意味非常に中途半端ですけども、中途半端さのアピールの仕方もあるのかなと、ふとその結果を聞きながら思ったんです。そのあたり、生産者のほうとしては、どういうふうを考えているんですか。

【清水委員】 前回も言ったと思いますが、50%カットというのは本当に中途半端です。それと、販売がこだわりクラス、つまり農薬半減のものが売れたというのは、売る場所というか、客層にもよると思います。例えばネット販売で言うと、無農薬で検索して、無農薬じゃないとだめ、無農薬至上主義みたいな人もいると思います。そういう人はそういうところでわざわざ探したり、本当に都市部の富裕層など、売る場所によっては、無農薬から先に売れるところも絶対にあると思います。スーパーさんではスタンダードな商品が本当に売れています。うちの嫁さんでも正直虫が嫌い、無農薬であっても、穴があいて、ちょっと虫が出そうだなというのを嫌がります。そういうところはあると思います。ちょっと、答えに

なっているかどうか分からないですけれど。

【井手会長】 今のお答えですと、50%なら50%のところをねらうターゲットがあるんじゃないかと理解すればよろしいでしょうか。

【清水委員】 そうですね、それでいいと思います。半分カットというのも、減農薬、減化学肥料でこだわっていると思えるので、逆に言うと、それが普通になってきているんですけれど、見た目もきれいです。うちの嫁さんは、外国産は買わないですが、やっぱり国産、国産よりも地場産というランクがあるので、スーパーさん等にも地場産コーナー、滋賀県産コーナーがあれば、こだわりが集まってくると思うので、より目につきやすいと思います。また、同じエンジンが、滋賀県産と県外産が置いてあったら、すぐ価格の比較ができるので、ちょっと離れてあれば、より価格比較もしにくいのかなと、そうしたテクニックといたしますか。

【井手会長】 離すということ。

【清水委員】 そうすると、より目立ちやすく買いやすくなるのかなとも思います。地場産を買いたい人というのは、たくさんいると思うので、そういうふうにコーナーを。最近本当にたくさんコーナーをつくっていただいている、いい流れだと思いますので、どんどん伸ばして行ってほしいと思います。

【井手会長】 ありがとうございます。
いかがでしょうか。成田委員。

【成田委員】 今のお話の続きですけれど、例えば店頭に応援で立ったときに、消費者の方々から、環境こだわり農産物はなぜ半減、50%なんですかと、私は素人ですけれど、そういうことをよく聞かれます。また、今は50%にしているけれども、生産者の方たちも非常に技術がグレードアップしてきてらっしゃいますし、それを60とか70にする可能性がありますかと、店頭でお客様から何うことがございます。そういったときには、どういうふうに答えればいいでしょうか。なぜ50なのかとよく聞かれます。

【井手会長】 恐らく、それを考えるのがまたこの審議会だとは思いますが、とはいえ、今の時点で何か事務局で、その点について回答できることがあれば。

【事務局】 なぜ50%かということですね。化学肥料、化学合成農薬を半分に減らすということは、今まで通常の農業をされてきた方にとっては大変なことだと思います。特に滋賀県の場合は水稻がほとんどなんですけれども、兼業農家です。この方々が品質、収量を一定保ちながら、琵琶湖に優しい取り組みをしようと思うと、当時の技術としては、目いっぱい頑張っても、50%下げるのが本当にどうかな、難しいかなと思いつつ、それを理想の数値として進めてまいりました。

これは点的な取り組みでは、何だ半分じゃないか、という話になるんですけども、面的に取り組んでいただくことによって、すごい量の化学合成農薬、あるいは化学合成肥料が使われなくなって、ほかのものに変わってきたということです。前回の審議会のときにも、少し成果として説明をさせてもらったと思いますが、平成12年の取り組みが始まる前からすると、この間に12年たちましたが、当時の化学合成農薬の県内における成分と比較しますと、流通量が三十数%減、今年ですと37とか38%減ぐらいの数字になっていると思いますが、減っております。栽培の取り組みでは、水稻で言いますと3分の1ですね。3分の1の方が2分の1の量に減らしていただいたので、本当は掛けると6分の1減っていただければいいんですが、実際は三十数%減っているということですね。中には50%以上減らしていただいている方もあるだろうし、逆にそこまでは頑張れないけれども、2割、3割減らしているという方もありますので、トータルとしてこういう数字が出てきているんだなと思います。

理想としては、やはりもっともっと減らしたほうが、消費者のためには、より安全ということで、お買い求めをいただけるんでしょうけれども、我々としてはやっぱり琵琶湖を何とか守りたいという気持ちからしますと、この半分で、ぜひ1人でも多くの生産者が取り組んでいただきたい、こういう気持ちでおりますので、そういうお伝えをしていただければありがたいなと思います。

【成田委員】 ありがとうございます。

【井手会長】 ですから、そこがまさに、そもそもこの認証制度が環境こだわりを軸足に生まれた制度であるところだと思います。要するに幾ら1軒の農家が努力しても、その農家戸数が少なければ、取り組み面積が少なければ、琵琶湖全体としての負荷はそんなに減らないわけなんですけれども、ある意味50%、そこそこのハードルだけれども、でも、努力すればたくさん

方に取り組んでいただくぐらいのハードルにしたことによって、取り組み農家数、面積が増えて、結果的にトータルとしての農薬の削減量が非常に大きくなったと理解していただければいいんじゃないかと思います。

ただ、先ほど清水委員もおっしゃいましたように、50%削減、減農薬がある程度スタンダード化すれば、それはおのずと次の段階としては、さらに減らしていくためには、これは60%削減にするべきじゃないかと。たしか兵庫県のコウノトリ米は70%でしたっけ、75%でしたっけ、そういうところもまた当然ございますので、それはもちろん次のステップとしてはあるんだろうとっておりますし、またそういうご意見をどんどん言うていただくのが、この場だと思っております。

清水委員。

【清水委員】 50%というのは本当にいいラインです。これ以上減らすと、収量がたっと落ちますので、いいラインで設定しておられると思います、50%というのは。経営として考えるなら、やっぱりいいラインです。

【井手会長】 県はそこまで本当に考えて50%にしたんですか。

【吉田委員】 50%の場合とか、70%の場合とか、そんな実証をされたわけではないんですか。ざっくり50%というぐらいですか。

【事務局】 水稲については、さまざまな試験等をやった上で50%としています。実はこの制度が始まる時に、50%と30%、こういう2本立てでいこうという話もありましたが、実際に進めていく中では、みんな50%に取り組んでいただきましたので、より安心・安全なものを流通させることができたということになっています。

【井手会長】 ありがとうございます。

50って、ばくつとした数字ですけども、結構意味のあった数字なんですね。でも、ちなみに水稲以外はどうでしょうか、水稲以外にも50というのはそこそこですか。いかがでしょうか。

【清水委員】 あんまり詳しくはないんですけど、多分、野菜だと化学合成肥料は、もっとたくさん使いますよね、どうですか。

【事務局】 代替の肥料はあります。有機質肥料であったり、先ほど出た天敵の薬剤

であったり、フェロモントラップであったり。ところが、これはやはりコストが相当かかってしまいます。それで、我々が支援できる単価というのは限界がございますので、その範囲で頑張っていたらと思うと、やっぱり50%です。技術的には、例えば有機農業をされている例があるように、不可能ではないんですけれども、その分手間がかかる、コストがかかる。繰り返しますけれども、みんなにたくさんやっていただこうと思うと、この50%ラインというのが、ぎりぎりかなとは思っています。

【井手会長】 ありがとうございます。
ほかにいかがでしょうか。種村委員。

【種村委員】 こだわりをしていたら、シールにも半分とかいろんなことが書いていますけれども、消費者の方はこだわりのものといったら、半分というイメージが植えつけられているのではないかなと。先ほど言ったように、半分以上減らしている、私のところでも無農薬でつくっている米があっても、一応こだわりのシールを貼ります。要は生産者の生産履歴、トレサビと言われます、追跡できる形をちゃんと産地が持って、それをいかに消費者にどうやって伝えるかが大事だと思います。単に半分だけの減農薬、減化学肥料じゃなしに、無農薬をしているんだとか、いやいやこれは化学肥料だけを半分にして、農薬は使っていないというふうな、いろんなことがあると思うので、やっぱり産地の伝達は大事ではないかなと、今聞いていて思いました。

私は農協職員でもありますので、野菜も果樹も、10年ほど前に取り組んだ経験がありますけれども、やっぱり取り組めないものはあります。防除せざるを得ないというものと、天気によって、今年はやっぱりもう1回防除するしかないというケースがあったりして、せっかくコストもかけて苦労してきたのが、1回の防除でパーになったという取り組みも何回もあります。全体的に地域で、グループで、産地としてその果樹で取り組もうと思ったんだけど、収穫を得ることを思ったらやっぱり防除せざるを得ない、というようなこともあります。ですので、先ほどの半分のハードルが高いか低いかは、品目によって、また品種によっても違いますので、そういった点もまた消費者さんに理解してもらえたらなと思います。

以上です。

【井手会長】 ありがとうございます。

その関係では、たしか前回、何かこだわり農産物の中でも、また差別化というお話が、成田委員でしたっけ、たしかおっしゃっていましたが、多分、意図としてはそういうことですね。こだわりで50%のものもあれば、さらにちょっとグレードの高いこだわりもある、それは、シールの色が違って来るのでしょうか。

【成田委員】 何か差別化したらどうかということですね。

【井手会長】 というアイデアですね。生産者の努力に見合うような、何かその工夫をというご意見だと承らせていただきました。

ほかにいかがでしょうか。そうしたら、若林委員お願いできますでしょうか。

【若林委員】 きょう初めて参加させていただきまして、ご意見をお伺いしております。

先ほど、お米以外にお野菜とか、そういう取り扱いにつきましては、イオンさんがおっしゃいましたように、やはり量産ができないと。私はお客様サービスにおきまして、常にお客様とお話しさせていただいているんですが、私どもみたいなスーパーにおきましては、朝行って、すぐなくなるとか、最近は健康志向をすごく重視されていますので、やはりこういう無農薬とか、そういうのはすごく売れます。置けば売れるということですけど、やはり量産できないとクレームが絶えないです。その点はちょっと難しいかなと。ですから、イオンさんと同じように、何か特記して、このアイテムもしくはこの種類においては、いつ行ってもあるよというような、何かそういう商品が、お野菜等々あればいいなと思いました。

また、資料を読んでおりましたけれども、京阪神のほうで、お米の販売店さん等に協力いただいてキャンペーンをしたということです。申しわけないですけど、弊社が協力できていないようで、ちょっとここには名前がないんですけども、今後やはり県との取り組みで、同じ目標に向かってベクトルを合わせて取り組んでいかなければ、ましてや私ども平和堂は、店舗数も大変多うございます。今、140店舗ほどあります。これもやはり、県と一体化して、ベクトルを合わせて、今後、キャンペーン等々前向きに取り組んでいきたいなと思います。

一昨日ちょっとこちらのほうにお伺いさせていただいて、帰って生鮮部長、それから加工食品等々の部長を集めまして、どうなっているんだ

と、ここに平和堂の名前がないのは、これはおかしいんじゃないかということで、各部長お集まりいただいて、ちょっとすり合わせさせていただいて、今後、県から要請があれば、ぜひ前向きに協力させていただきたいというふうになっております。よろしくをお願いします。

【井手会長】 ありがとうございます。ぜひ、彦根出身の平和堂さんとして、琵琶湖のために頑張っていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。脇坂委員。

【脇坂委員】 うちでは水稲と大豆、小麦を扱っておりますが、大豆もこだわりでつくっていたんですけど、減少という結果が出ていますように、取り組めなくなったのが原因です。やっぱり生産者といたしましては、項目がいろいろあり、例えば大豆につきましても、手間が要ることとか、全部薬を使わずに除草をするということが書いてあります。それでいろいろこれからつくるにしても、この技術内容を見ますと、堆肥の投入なんかは、うちは今、全部鶏ふんのペレットをやっているんですけど、堆肥はやっぱり牛ふん等になりますし、炭の投入は、とても田んぼとか畑にはいいんですけど、炭を自分でつくってまくとかそういうことはだめで、どこからか購入して、それをまくということも聞いております。一つひとつの項目について、手間が要りますので、付加価値を付け、環境こだわりの農産物ということで環境に良く、消費者の皆様にも優しいということ、PRしていくことがやはり大事だと思うんです。それで県の方もいろいろ動いてくださっているようなので、今後とも農家のほうにも支援を、いろいろ技術的な面でも、例えばこういうことをすれば楽に取り組めるという技術とか、そして、コストを下げてつくりやすいようにするとか、農家自体もいろいろ工夫して、やっぱりみんなで行って行く。消費者の皆様にも購入いただけるようなPRも要りますし、やっぱりみんなが協力して、環境に優しいこの農作物をつくっていくという、それはまた琵琶湖にもいい環境になっていきますので、私たちがたくさんつくっていきなと思います。ただそれにはやっぱり手間も要りますが、このように皆さんの中でご意見を聞くことによって、取り組みやすくなっていきます。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

【井手会長】 ありがとうございます。ご発言の中では、来年度からも知事特認の取り組みに関しては、実践方法なんかの周知とかはもちろんやっていたけるんでしょうけれども、できる限りきめ細やかな情報提供とか、そ

ういった形で、県のほうでは、できるだけ支援をお願いしたいと思いません。

そうしましたら、まだご意見はあるかと思えますけれども、本日としてはひとまずこれぐらいで、意見交換は終わらせていただきたいと思えます。特にまとめるつもりはございませんので、また事務局のほうで、今日いただきました論点などを、前回のものに加えた形でまとめていただき、また次回以降、こういった形で意見をいただければと思っております。

そうしましたら、議事（3）の報告事項に移らせていただきます。環境こだわり農業のPR対策についてということで、事務局のほうからご報告をお願いいたします。

（3）報告事項

環境こだわり農業のPR対策について

【事務局】 資料に基づき説明。

【井手会長】 ありがとうございます。

個人的には、特に下流府県でのPRに努めていただければなと思えます。よく、琵琶湖の水は1,400万人が飲んでいると言いますが、兵庫、大阪の約1,000万人ちょっとは、厳密に言うと淀川からの水を飲んでおられるんですね。とはいえ、淀川に流れる水流の半分は琵琶湖ですから、1,400万人が飲んでいると言って、決して間違いではないと思っております。

そうしましたら、報告事項、あと2件ございますので、残りの報告事項もあわせてしていただいて、あと質問等があればお受けしたいと思えます。報告事項（4）の第1点目、平成24年度環境こだわり農産物残留農薬検査結果、そして2点目、環境こだわり農産物認証制度における現地確認方法の変更についてということで、あわせてお願いいたします。

（4）報告事項

平成24年度環境こだわり農産物残留農薬検査結果 環境こだわり農産物認証制度における現地確認方法の変更について 参考資料について

【事務局】 資料に基づき説明

【井手会長】 ありがとうございます。

以上、3件、報告をいただきました。最初に報告していただきましたPR対策も含めて、ただいまの報告事項に関しまして、何かご質問等ございませんでしょうか。成田委員。

【成田委員】 環境こだわり農産物の産地情報とは、滋賀県から出してくださった、名前がついた資料を、初めて拝見しました。それで現時点では、公表してくださっているのは40組織と伺いましたが、あとの組織の方たちというのは、ご本人方の意思で公表はだめだということですか。

【井手会長】 いかがですか、事務局。

【事務局】 個別に101の組織に調査をさせていただいております。今のところ出してほしくないという場合と、お答えいただけない場合とがございます。出たくないところには無理には言えませんので、それ以外の、調査してお答えいただけていないところには、できるだけ何回か催促させていただきたいと思っております。今、この四十幾つは、出してよいというお答えをいただいております。ただ、このバツ部分がございますが、ここは言わないでくださいという部分もございます。

【成田委員】 私たちが消費者として、支援の交流会を開きたいというときに、環境こだわり生産者の方との交流会を、お名前をとといいますと、やっぱりプライバシーポリシーにかかわるのでということで、これまで公表がなかったんですが、初めてこうやって公表していただくと、今回はここに行けるなとか、私たち消費者としてもバックアップ体制ができるということで非常に良いと思います。ただ、公表できないという理由は、単に必要ありませんという感じですか。

【事務局】 それぞれに公表の理由を聞いているわけではないんですが、問い合わせへ対応ができないとか、販売の相手先が固まっているので、そっとしておいてとか、そういうことかなと思っております。ただ、成田委員がおっしゃったように、こういう取り組みは、全く初めての取り組みでございますので、滋賀県にこういうこだわりの産地がありますということを初めて外へ出させていただいて、そこを足がかりに消費者方とのつながり等を深めていただく。我々としては取っかかりにしたいなという考えを持っています。

す。

【井手会長】 その点について何か、種村委員。

【種村委員】 3分の1ページの真ん中から、一番左端に湖東と書いています。そこから3分の2ページの上3つまで、全部私ども東びわこですけれども、斜線があるところをご説明させていただきます。

今ほどお話がありましたように、結びつきがあるところがございます。例えば、この厚生社特別栽培米というのは、大阪の消費者さんと結びつきがあるところで、申しわけないんですけれども、この16名でつくっていただいたお米については、ちょっと回せませんよということです。その他の部会でも取り組んでいただいているところがありまして、例えば愛知中部稲作部会、25名に取り組んでいただいておりますが、県内のコープしがさんにご使用いただいているというものもありますし、稲枝の酒粕米部会の米も京都のほうに行っているとか、これは全て結びつきがあるということです。

農協管内でも、この部会に入っていないで、こだわり栽培をしているというケースが多くございます。その販売は全農さんや、パールライスさんをお願いしているという形です。ですが、生産者が昔からの組織で取り組んでくれているところは、先方の消費者さんが決まっているということで、斜線をさせていただいているというところがございます。

【井手会長】 ちなみに、この産地情報は公表となっておりますが、ホームページ等で公表する予定でしょうか。

【事務局】 今後、一部調整がありますが、県のホームページに載せたいと考えております。

【井手会長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか、ほかにご質問等ございませんでしょうか。

この産地情報の公開ってよろしいですね。いかがでしょうか、ほかに。最後の3件のご報告にかかわらず、最初にあった報告、あるいは意見交換のときに、これを言い忘れたということでも結構ですけれども、何かございませんでしょうか、全体を通じて結構ですけれども。清水委員。

【清水委員】 ちょっと提言というか、思っていたことですが、こだわり農産物はあ

るんですけれど、せっかく琵琶湖があるので、こだわり水産物というの
も、この場で言うのがちょっとどうなのかなと思ったんですけれど、水
産物があってもいいんじゃないかなと思うんです。例えばこだわり農産
物でつくった飼料を使って養殖した湖魚であるとか、いろんな考え方が
できると思うので、そんなものがあるって、また、水産物に限らず林産物、
山の産物であったり、こだわりのラベルを中心として統一した滋賀のこ
だわりブランドができ上がったらおもしろいんじゃないかなと、ちょっ
と話がややこしくなるんですけれど、思いました。

【井手会長】 養殖がいいのか、やっぱり湖魚は天然がいいなと思いつつお聞きした
んですけれど。でも、水産も林業も合わせて県で統一というのは一つの
考え方かもしれませんね。ぜひ一つ、今日いただいた提案の中に加えて
おいていただければと思います。

よろしいでしょうか、そろそろ時間のほうも。そうしましたら、安藤
委員、成田委員、ちょっと手短かに、申しわけございませんけれども、お
願ひいたします。

【安藤委員】 私どもの滋賀県にできる取り組みというのを、ちょっとお話できれば
と。グリーンアイ特別栽培米コシヒカリにつきましては、嘉田知事のト
ップセールスもあり、本当にありがとうございました。2,300トンほど全
国で売ることができまして、恐らく1.4～1.5%に匹敵するのかなと思
います。今後とも当然、この水稲の取組を支える一助とさせていただけれ
ばと思っております。

それから、今後とも日ごろのセールにつきましても、当然、びわ湖青
果さんと組みまして、滋賀県の私どもの店で、通常もしっかり売って
いきたいと思っております。

それから、滋賀県フェアというのを、昨年もご紹介ありましたけれど
も、草津店とか、あるいは京都五条店でやりましたけれども、そろそろ
来年度のことも計画してまいりたいと思っております。また私どもの
関連部署のほうから県庁にお邪魔させていただきまして、ご相談をさせ
ていただきたいと思います。

それからあともう一つ、フードアルチザンという取り組みをやって
おまして、昔ながらの伝統の滋賀県の食材であるとか、食のたくみみた
いなものを一生懸命掘り起こすことをイオンとしてやっております。ぜ
ひノミネートいただけたらとか、我こそはという生産者様をご存じであ
りましたら、私どもを通じてご紹介いただければ、一役買えないかなとい

うことを思っております。簡単でございますが、そういうことも思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【成田委員】 凶らずも、今、お米をおっしゃったんですが、私もお米に関して、「食べることで、びわ湖を守る。」という葉書がついていますが、こだわり滋賀ネットワークのメンバーが、実際に店舗に立ってお米をPRしたということで、すごかったと、飛ぶように売れたと、後で聞いたんですね、メンバーの方に。やっぱり出るといいね、ということみんな言っていたんですが、きょうこれが締め切りですよ。反響としてどんなものですか、いかがなものでしょうか。

【事務局】 お店のほうからは、結構いい反応をいただいております。

【成田委員】 ありがとうございます。
以上です。

【井手会長】 ありがとうございます。時間もまいりましたので、そろそろこのあたりで、きょうの審議会としては閉めてよろしいでしょうか。ありがとうございました。

そうしましたら、以上で本日予定されておりました議事は一通り終わりましたので、進行のほうを事務局にお返しさせていただきます。